平成２５年（フ）第２５号
長崎県佐世保市日野町1734番地３　グリーンハイツ201、旧住所長崎県佐世保市新田町156番地１
破産者　白石　辰博
１　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
２　一般調査期日　平成25年７月５日午前10時
平成25年４月16日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第８７６号
京都市下京区下松屋町通松原下る２丁目下長福寺町295番地３
破産者　西田　光志
１　破産債権の届出期間　平成25年５月30日まで
２　一般調査期日　平成25年６月28日午前10時50分
平成25年４月17日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９５４号
京都市北区小山下初音町35番地３
破産者　中島　　良
１　破産債権の届出期間　平成25年５月30日まで
２　一般調査期日　平成25年６月26日午前11時50分
平成25年４月17日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４７号
京都府城陽市寺田深谷８番地の59
破産者　武居　隆一
１　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
２　一般調査期日　平成25年７月９日午後３時30分
平成25年４月18日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
北海道久遠郡せたな町大成区久遠130番地
破産者　光銭　昌弘
１　破産債権の届出期間　平成25年６月６日まで
２　一般調査期日　平成25年７月22日午後１時30分
平成25年４月18日　　函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１５９号
北海道余市郡仁木町北町１丁目45番地３、前住所北海道余市郡仁木町東町15丁目７番地
破産者　岡田　吉史
１　破産債権の届出期間　平成25年６月10日まで
２　一般調査期日　平成25年７月９日午後２時
平成25年４月18日　札幌地方裁判所小樽支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１１４号
山口県岩国市旭町２丁目２番32号
破産者　米山　**將**志
異議申述期間　平成25年５月28日まで
平成25年４月18日　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１０号
石川県輪島市門前町是清28の３番地１
破産者　亡寺岡實相続財産
異議申述期間　平成25年６月12日まで
平成25年４月18日　金沢地方裁判所輪島支部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第３１号
東京都立川市錦町１丁目４番４号
清算株式会社　株式会社アイ・エス・ジー
１　決定年月日　平成25年４月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（ヒ）第３２号
東京都立川市錦町１丁目４番４号
清算株式会社　株式会社イワシタ
１　決定年月日　平成25年４月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

管財人選任

平成２４年（ミ）第１９号
東京都港区高輪２丁目15番21号
更生会社　ワシ興産株式会社
主文　管財人として
福井県越前市吾妻町３番10号
森山　　明
を選任する。
平成25年４月16日
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ミ）第２０号
福井市宝永４丁目３番１号三井生命福井ビル８階
更生会社　ワシマイヤー株式会社
主文　管財人として
福井県越前市吾妻町３番10号
森山　　明
を選任する。
平成25年４月16日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第４号
大阪市鶴見区鶴見６丁目９番26号
再生債務者　日本ウエブ印刷株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目４番18号　梅ヶ枝中央ビル７階　はばたき綜合法律事務所　弁護士　印藤　弘二
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成25年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２４年（再）第３号
北海道石狩市花川北２条２丁目202番地
再生債務者　医療法人社団樹誠会
１　決議に付する再生計画案　平成25年２月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月14日まで
平成25年４月16日
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第６号
千葉県船橋市金杉７丁目20番12号
再生債務者　入浦　智洋
１　決議に付する計画案　平成25年４月８日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年６月13日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年６月５日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年５月29日
平成25年４月17日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
神奈川県相模原市中央区東淵野辺４丁目24番５号
再生債務者　有限会社大成物産
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年４月17日　水戸地方裁判所土浦支部